



航空危険物規則書第 52 版(2011 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 52nd Edition Effective 1 January 2011

ADDENDUM Posted 05 May 2011 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2011 年1月1日発効の第 52 版に対する下記の変更内容に留意されたい。

変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、頁数はすべて JACIS 版航空危険物規則書の頁数を表している。

また、JACIS 版航空危険物規則書のみ訂正も追加している。これには、頁数の後に(J)を付け区別してある。

政府例外規定の新規または訂正(2.8.2)

新規追加 ROG (ルーマニア)

ROG-01 他国で登録された民間航空機で危険物を輸送するためには、承認が必要。当該承認は、場合によって、ルーマニア防衛省の勧告を受けて運輸建設省、もしくはルーマニア民間航空公団(RCAA)のいずれかから与えられる。便の承認および勧告を得るための申請は、少なくとも運航日の 10 労働日前までに RCAA に提出しなければならない。当該申請には、“Romanian AIP page GEN 1.2 - 12”に示されている書式に記載されている全ての関連情報及び書類が含まれていなければならない。

申請の際には、運航者が登録されている国の当局が発行した、危険物を輸送する権利を与えられていることを証する証明書の写しも申請書に添付しなければならない。

ROG-02 上記 ROG-01 に従い、申請期間に提出されれば、旅客および/または、貨物の定期運航者は、申請に応じて、第 2 分類、第 3 分類(液体の鈍性化火薬類(liquid desensitized explosives)、UN 1204, 2059, 3064, 3343, 3357 および 3379 を除く)、第 4 分類、第 5 分類、第 6 分類(病気を移しやすい物質、区分 6.2、カテゴリーA、UN 2814、UN 2900 を除く)、第 8 分類または第 9 分類に含まれる危険物輸送に関して、(防衛省の勧告を含む)便の承認を得ることができる。以下の要件に合致しているならば、便の承認/勧告は、限定された期間、および/または運航スケジュールに対して有効なものでなければならない。

a) 個々の運航を始める前に、英語またはルーマニア語のいずれかで記された以下の書類が運航者から提出される。

— 運航者証明(AOC)及びその運航詳細の写し

— 危険物輸送を許可するもの場合は、運航者が登録されている国の当局が発行した証明書の写し

— 「運航マニュアル、Part A の第 9 章 — “危険物”」の写し

— 運航マニュアル、Part D の中の危険物教育訓練プログラム、または、運航者が登録されている国の航空当局によって認可された同様の教育訓練に関する書類の写し

b) 分類または区分、国連番号、正式輸送品目名、適用する包装基準、包装物のタイプ、包装物の重量、包装物の個数、といった輸送される危険物の詳細についての通知が便出発の 12 時間前に RCAA に提出される。

ROG-03 本規則に従って、通常環境下で輸送が禁止されている危険物の輸送にかかわっている民間航空機は、ルーマニア領空を飛行することは許されない。

それぞれの輸送が、大きな公共の利益にかなっている場合のみ、これら規定の適用免除がルーマニア民間航空公団によって許可される。このような適用免除の措置は、運輸建設省の認可によって許可されなければならない。

ROG-04 貨物に放射性物質が含まれている場合、運航者は、“National Commission for the Control of Nuclear Activities (CNCAN)” が発行した承認証の写しをルーマニア民間航空公団に提出しなければならない。

National Commission for the Control of Nuclear Activities (CNCAN)のコンタクト情報は以下のとおり。

B-dul. Libertatii, Nr. 14, Sector 5
Bucutesti
ROMANIA
Tel : + 40 21 316 05 72
Fax : + 40 21 317 38 87

運航者例外規定の新規または訂正(2.8.4)

訂正 5X (UPS)

5X-02 UPS 小口貨物サービスの危険物貨物は、微量危険物、および生物由来物質カテゴリーBを含め、契約がある場合のみ受託する。IATA 危険物申告書を要する包装物を出荷する場合、組み合わせ容器を使用しなければならず、包装物は総重量で 30 kg を超えてはならない。該当する場合、3 つを超える、適合する異なった危険物を一個の外装容器に収納してはならない(5.0.2.11)。微量危険物の特別に認められた貨物以外、以下の分類/区分の危険物は国際線の UPS 小口貨物サービスには禁止される。

- ・ 第 1 分類(火薬類)
- ・ 区分 2.3(毒性ガス)
- ・ 区分 4.2(自然発火性物質)
- ・ 区分 4.3(水と接触すると引火性ガスを発生する物質)
- ・ 区分 5.1(酸化性物質)
- ・ 区分 5.2(有機過酸化物)
- ・ 区分 6.1—毒物ラベルが必要な物質
- ・ 区分 6.2(病気を移しやすい物質、カテゴリーA)
- ・ 第 7 分類—“放射性物質” 白-I、黄-II、黄-IIIまたは臨界安全指数ラベルを必要とする物質。
 - 放射性物質適用除外輸送物貨物もまた禁止される。

・第 9 分類 —その他の有害物件

— 包装基準 953 に適合する UN 2807、磁性物質の貨物は、以下のリンクで特定されている国の発着、および国々の間でのみ輸送することができる。

<http://www.ups.com/content/us/en/resources/ship/idg/information/acl.html>

加えて、そのような貨物には、包装基準 953 に従ってラベルを貼付しなければならず、以下の2つの方法のうちいずれかの方法で書類を作成しなければならない。

- ・ UPS の Shipping Label 中の Package Reference 欄の中に、“Magnetized material”と記載する。
または、

- ・ 内容物を「磁性物質」と識別した書類を、包装物の外面に添付する。

(1.3.2、8.1.6.9.1 および 10.8.3.9.1 参照)。

5X-06 USG-18 の編集上の注の遵守を維持するため、以下の物質については、UPS はすべての包装物が 49 CFR 173.302(f)および 173.304(f)に含まれる US DOT の容器要件に適合していることを要求する。そのような容器は “DOT31FP”の文言を包装物の外面にマーキングしなければならない。

UN 1070 — Nitrous oxide

UN 1072 — Oxygen, compressed

UN 2451 — Nitrogen trifluoride

UN 3156 — Compressed gas, oxidizing, n.o.s.

UN 3157 — Liquefied gas, oxidizing, n.o.s.

UN 3356 — Oxygen generator, chemical

— Carbon dioxide and oxygen mixture, compressed

5X-07 ここで定義した品目には、以下の制限が適用される。

- ・ UN 3077、その他の固体の環境有害物質 (Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s.)の貨物は、いかなる UPS の航空サービス (UPS 小口貨物、UPS フレートエアサービスまたは UPS エアカーゴサービスを含む) においても中型容器 (Intermediate Bulk Containers (IBCs)) に収納されている場合は、受託しない。

- ・ UN 2807、磁性物質の貨物で、包装物のいかなる表面からも 4.6mの距離で測定した磁界強度が 0.00525 ガウスを超えるものは、UPS のサービスでは受託しない。(UPS 小口貨物サービス、UPS フレートエアサービスまたは UPS エアカーゴサービスを含む)

- ・ 再生されたリチウム電池、または機器と一緒に包装される、もしくは機器に内蔵された再生されたリチウム電池の貨物は、UPS の航空危険物部 (UPS Air Dangerous Goods Department – SDF)により、特別に認められた場合以外は受託しない。

- ・ 米国外の発地および/または着地における UN 3245、遺伝子組換え生物 (Genetically Modified organisms)、または遺伝子組換え微生物 (Genetically modified micro-organisms) の貨物は、“UPS International Special Commodity program” の要件を適用し、ケースバイケースで検討する。

訂正 BA (英国航空)

新規追加

BA-07 UN 3356、化学酸素発生器 (Oxygen generator, chemical)は英国航空の航空機での輸送は禁止する。

訂正 CI (中華航空)

CI-01 本規則の 4.2 に表示されている、いかなる以下の危険物貨物もは、中華航空の国際線の旅客機および国内線によ



る輸送は受託しない。~~ただし、第9分類およびAOG(整備中の航空機)用部品(化学酸素発生器(Oxygen Generators, Chemical)を除く)は除外する。~~

1. 第1分類から第8分類まで

2. 包装基準 965 – 967の Section I に従って完全に規制されるリチウムイオンの組電池(第9分類) (RLI)

3. 包装基準 968 – 970の Section I に従って完全に規制されるリチウム金属の組電池(第9分類) (RLM)

注:

上記禁止は、中華航空の社用品には適用しない。

新規追加

CI-06 台湾当局による事前認可なくして、放射性物質適用除外輸送物以外の放射性物質を、台湾へ、または台湾を経由して輸送することは禁止する。

認可の申請は、便が発地国を出発する7日前までに、荷送人により台湾の原子力エネルギー評議会(Atomic Energy Council)宛、提出されなければならない。

Atomic Energy Council
80, Section 1, Chengong Road
Yonghe District
New Taipei City 23452
Taiwan R.O.C
TEL : +886-2-82317919 ext 2179 / 2187
FAX : +886-2-82317829

CI-07 政府適用免除または認可(例えば、特別規定のA1, A2, A106、等で要求されるような)の下、輸送に供される危険物は、輸送を受託しない。

訂正 CO (コンチネンタル航空)

既存のCOの運航者例外規定全てを以下に差し替え。

CO-01 全ての分類および区分の全ての液体の危険物は、組み合わせ容器に包装されなければならない。単一容器は認められない。オーバーパックは、その定義上、組み合わせ容器にはならない。(付録Aにある定義を参照) (5.0.2.14参照)

CO-02 インターラインの貨物を含め、危険物申告書(DGD)が要求されるあらゆる危険物、微量危険物、および社用の部品や供給品の国際及び国内貨物は、本規則で定められているとおり、予約されなければならない。米国・カナダ地区は、コンチネンタル航空カスタマーサービスセンター(281-553-5050、または1-800-421-2456)(Sita アドレス : IAHFCCO)に予約を入れること。アジア/太平洋地区は、アジア/太平洋カスタマーサービスセンター(Sitaアドレス: GUMFSCO, GUMFXCO およびGUMFFCO) (671-645-8570) を通じて予約を入れること。(1.3.2参照) その他の海外地区は、それぞれのローカルの貨物部門に連絡を入れなければならない。(1.3.2及び9.1.2参照)

CO-03 固形二酸化炭素(ドライアイス), UN 1845の輸送は、以下のように決められた量に制限される。

・Continental Express及びConnection Partnersは、以下に制限される。

⇒ 1包装物あたりの正味重量2.5 kg

⇒ 1航空機あたりの正味重量35 kg

(上記の制限は、UN 1845を貨物およびQUICKPAKとして受託する航空会社にのみ適用される。)

注: 固形二酸化炭素(ドライアイス), UN 1845を含む全ての貨物は、個々の包装物に第9分類のラベルを貼付しなければならない。(図7.3.18を参照)

訂正 CS (コンチネンタルマイクロネシア航空)

CS の運航者例外規定を全て削除。

訂正 KZ (日本貨物航空)

KZ-03 (空欄)

液体の危険物を収納した容器は、5.0.2.8 で規定されているように十分な空隙を残しておかなければならない。

KZ-07 以下の金属製容器はオーバーパックなしでは単一容器および組み合わせ容器として受託されない。

・ 1A1/1A2/1B1/1B2/1N1/1N2

・ 3A1/3A2/3B1/3B2

これらの容器は、容器の天板と底板を保護するようにオーバーパックされなければならない。

訂正 NH (全日本空輸)

NH-04 (空欄)

新規追加 RO (TAROM航空)

RO-01 第7分類のいかなる放射性物質も輸送を受託しない。

訂正 US (ユース航空)

US-01 ユース航空は、本規則および/または運輸省の危険物規則(DOT Hazardous Materials Regulations)およびその修正のリストにある物品および物質を含んだ貨物の輸送は受託しない。ただし以下を除く。

・ 前記の規則に制限されていない、または規制されていないものとして掲載されている物品および物質

・ 非危険物の内容物を冷却する包装物内の固形二酸化炭素(ドライアイス)で、包装物当たり95.5ポンド(2.5 kg)以下のもの

・ Envirotainer—非危険物の内容物を冷却する固形二酸化炭素(ドライアイス)が入れられたULD(unit load device)機材

・ 第9分類の危険物。ただし、以下の輸送は例外として受託しない。

UN 2807, 磁性物質、UN 2211, ポリメリックビーズ(Polymeric beads, expandable)、UN 3082, 環境有害物質、液体 (Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s)、UN 3077, 環境有害物質、固体 (Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s)、UN 3480, リチウムイオン組電池(Lithium ion batteries)、UN 3481, 機器に内蔵された、または 機器と一緒に包装されるリチウムイオンの組電池、

UN3090, リチウム金属の組電池(Lithium metal batteries)、およびUN 3091, 機器に内蔵された、または機器と一緒に包装されるリチウム金属の組電池

- ・ UN 3373 生物由来物質カテゴリーB (Biological substance, Category B)
- ・ 航空機補充品として輸送されるユーエス航空の社用品

新規追加

US-02 危険物は、US Airways Expressによる輸送は受託しない。

訂正 UX (エアヨーロッパ)

UX-02 少量危険物(“Y”包装基準)の輸送は、ID 8000 の消費者向け商品、社用品、緊急航空機部品 (AOG)、航空機部品および補給品を除いて、受託しない。(2.7 および“Y”包装基準参照)。

第3章

165 頁(J) — 表 3.6. A 内、表中ヘッダーを以下のとおり訂正。

経口毒性 (mg/kg) ⇒ 経口毒性 LD₅₀ (mg/kg)
 経皮毒性 (mg/kg) ⇒ 経皮毒性 LD₅₀ (mg/kg)
 吸入毒性 (粉塵または霧状毒物による) (mg/L)
 ⇒ 吸入毒性 (粉塵または霧状毒物による) LC₅₀ (mg/L)

第4章

表 4.2 : 訂正箇所、以下のとおり。

| UN/ ID no. | Proper Shipping Name/Description | Class or Div. (Sub Risk) | Hazard Label(s) | PG | EQ see 2.7 | Passenger and Cargo Aircraft | | | | Cargo Aircraft Only | | S.P. see 4.4 | ERG Code | | |
|------------------|--|--------------------------------------|--------------------------|-----------|------------------|------------------------------|------------|-------------|-----------------------|------------------------|---------------------------|--------------------|-------------|-------------|--------------------|
| | | | | | | Ltd Qty | | Pkg Inst | Max Net Qty/Pkg | Pkg Inst | Max Net Qty/Pk g | | | Pkg Inst | Max Net Qty/Pkg |
| | | | | | | G | H | | | | | | | | |
| 3248 | Medicine, liquid, flammable, toxic, n.o.s. | 3 (6.1) | Flamm. Liquid & Toxic | II III | E2 E1 | Y341 Y344 Y343 | 1 L 2 L | 352 355 | 1 L 60 L | 364 366 | 60 L 220 L | A3 A80 | 3P 3P | | |

第5章

496 頁 – 包装基準 454 を以下のとおり訂正。

追加包装要件

- ・ 各リール(フィルム)は、接着テープまたは接着紙により蓋をしっかりと密閉した、金属や強固な厚紙、またはファイバーボード性の内装容器に収納しなければならない。
- ・ 容器は包装等級 II の性能基準に合致しなければならない。

- ファイバー製ドラム(1G)、プラスチック製ドラム(1H2)、プラスチック製ジェリカン(3H2)、ファイバーボード製箱(4G)およびプラスチック製箱(4H1、4H2)には 600 m のフィルムのみ収納できる。

単一容器の使用は許可されない。

497 頁 - 包装基準 Y454 を以下のとおり訂正。

追加包装要件

- 各リール(フィルム)は、接着テープまたは接着紙により蓋をしっかりと密閉した、金属や強固な厚紙、またはファイバーボード性の内装容器に収納しなければならない。
- ファイバー製ドラム、プラスチック製ドラム、プラスチック製ジェリカン、ファイバーボード製箱およびプラスチック製箱には、1 外装容器あたり 600 m、もしくは 1kg、いずれかのもっとも厳しい(制限的な)方のフィルムのみ収納できる。

単一容器の使用は許可されない。

| COMBINATION PACKAGINGS | | |
|-------------------------------------|--|--------------------------------|
| UN Number | Total net quantity per inner packaging | Total net quantity per package |
| UN 1324, Films, nitrocellulose base | 1.0 kg | 10.0 kg |

504 頁 - 包装基準 459 を以下のとおり訂正。

単一容器の使用は許可されない。

| COMBINATION PACKAGINGS | | | | | |
|------------------------|---------------------------|---|--|---|--|
| LIQUIDS | | | | | |
| UN Number | Inner Packaging (see 6.1) | Net quantity per inner packaging Passenger Aircraft | Net quantity per inner packaging Cargo Aircraft Only | Total net quantity per package Passenger aircraft | Total net quantity per package Cargo Aircraft Only |
| UN 3223 | Plastic | 0.5 L | 1.0 L | 5.0 L | 10.0 L |
| UN 3225 | Plastic | 0.5 L | 1.0 L | | |
| UN 3227 | Plastic | 1.0 L | 2.5 L | 10.0 L | 25.0 L |
| UN 3229 | Plastic | 1.0 L | 2.5 L | | |
| SOLIDS | | | | | |
| UN 3224 | Plastic | 0.5 kg | 1.0 kg | 5.0 kg | 10.0 kg |
| | Plastic bag | 0.5 kg | 1.0 kg | | |
| UN 3226 | Plastic | 0.5 kg | 1.0 kg | | |
| | Plastic bag | 0.5 kg | 1.0 kg | | |
| UN 3228 | Plastic | 1.0 kg | 2.5 kg | 10.0 kg | 25.0 kg |
| | Plastic bag | 1.0 kg | 2.5 kg | | |
| UN 3230 | Plastic | 1.0 kg | 2.5 kg | | |
| | Plastic bag | 1.0 kg | 2.5 kg | | |

530 頁 - 包装基準 487 を以下のとおり訂正。

| SINGLE PACKAGINGS | | | | | | | | | |
|-------------------|---------|-----------|---------|-------------|-----------|-----------|---------|------------|-------------------------|
| Type | Drums | | | | Jerricans | | | Composites | Cylinders |
| Desc. | Steel | Aluminium | Plastic | Other metal | Steel | Aluminium | Plastic | Plastic | |
| Spec | 1A1 1A2 | 1B1 1B2 | 1H1 1H2 | 1N1 1N2 | 3A1 3A2 | 3B1 3B2 | 3H1 3H2 | All | As permitted in 5.0.6.6 |

531 頁 - 包装基準 488 を以下のとおり訂正。

| SINGLE PACKAGINGS | | | | | | | | | |
|-------------------|---------|-----------|---------|-------------|-----------|-----------|---------|------------|-------------------------|
| Type | Drums | | | | Jerricans | | | Composites | Cylinders |
| Desc. | Steel | Aluminium | Plastic | Other metal | Steel | Aluminium | Plastic | Plastic | |
| Spec | 1A1 1A2 | 1B1 1B2 | 1H1 1H2 | 1N1 1N2 | 3A1 3A2 | 3B1 3B2 | 3H1 3H2 | All | As permitted in 5.0.6.6 |

第6章

662 頁(J) - G—— ファイバーボード (Fibre board) を(Fibreboard)に訂正。

第9章

787 頁(J) - 9.3.14 を以下のとおり訂正。

包装基準 953 ⇒ 957

第10章

801 頁 - 10.0.1.4 を以下のとおり訂正。

10.0.1.4 例外

本規則は以下の放射性物質のものには適用しない。

- (a) 診断または治療のために、人または生きた動物に埋め込んだあるいは組み込んだ放射性物質。
- (b) 事故または故意に放射性物質を体内に取り込んでしまったり、放射性物質によって汚染されてしまい、治療のために輸送しなければならない人。ただし、運航者の認可が条件であり、他の旅客や乗員に対する必要な放射線防護措置を考慮していること。

注:

ガイダンス資料は、www.icao.int/anb/fls/dangerousgoods を参照のこと。

- (bc) 最終消費者に販売する規則上の認可を受けた消費者向け商品に入っている放射性物質。
- (ed) 自然の状態にあるか放射性核種を抽出する以外の目的で加工されており、また放射性核種を利用する目的での加工は意図されていない自然に発生した核種を含んでいる自然物質および鉱石で、放射能濃度が 10.3.2.1(b) に規定したまたは 10.3.2.2 から 10.3.2.5 に従って計算された数値の 10 倍を超えていないもの。
- (ee) 非放射性固体物で、いかなる表面でも 40.3.6 付録 A の汚染の定義で規定された制限値を超えていない量の放射性物質が存在しているもの。

付録 D. 0、D. 1

942 頁 - Kosovo の行を挿入。

949 頁 - Kosovo についての情報を以下のとおり挿入。

Civil Aviation Authority of the Republic of Kosovo
Sejdi Kryeziu St., No 3-5
Peyton Place
10000 Prishtina
Republic of Kosovo
Tel: +381 (0) 38 248 629
Fax: +38 1 (0) 38 211 009
Email: infocaa@caa-ks.org
Website: www .caa-ks.org

943 頁 - Serbia の D.1 一般危険物の欄に “X” を挿入。

952 頁 - Serbia についての情報を以下のとおり挿入。

SERBIA (SRB)
Civil Aviation Directorate
Bulevar Zorana Djindjica 144
11070 Novi Beograd
SERBIA
Tel. + 381 11 292 71 69
Fax + 381 11 311 75 79
Email: dgca@cad.gov.rs

付録 D. 2

966 頁 Serbia についての情報を以下に差し替え。

SERBIA (SRB)
Serbian Radiation Protection and Nuclear Safety Agency
Vlajkovicева 3
11000 Belgrade
SERBIA
Tel. + 381 11 339 88 28
Tel. + 381 11 339 88 25

944、955、969 頁 - Yugoslavia の参照先を削除。

以上